

# 3つの安全設備の義務化のお知らせ

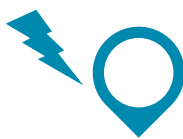
## 義務化の対象となる安全設備

法定無線設備



法定無線設備の見直し

非常用位置等発信装置



海難発生時に位置情報を発信

改良型救命いかだ等  
(乗り移り時の落水危険性を軽減)



水中での救助待機が不要

## 適用日

「法定無線設備」「非常用位置等発信装置」

旅客船(旅客定員13人以上の船舶)※1 : 令和6年4月1日

旅客定員12人以下の事業船※1※2 : 令和7年4月1日

「改良型救命いかだ等」

パブリックコメントや一部製品の開発状況を踏まえ、現在検討中です。

※1「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用のみに供する船舶(小型兼用船を含む)については遊漁船事業者の皆様向けのお知らせをご覧ください

※2「海上運送法」の適用を受け人の運送をする事業者が使用する船舶

## 経過措置



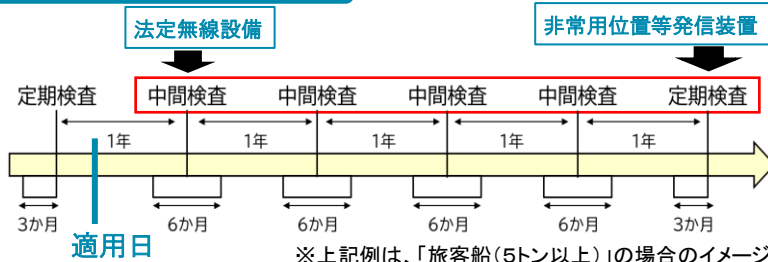
「法定無線設備」

適用日以降最初に迎える中間検査or定期検査までに積みつけが必要



「非常用位置等発信装置」

適用日以降最初に迎える定期検査までに積みつけが必要



※上記例は、「旅客船(5トン以上)」の場合のイメージ

## 法定無線設備

### ●義務化について

- 限定沿海を航行する「①旅客定員13人以上の旅客船」の法定無線設備から携帯電話を除外
- 「②旅客定員12人以下の事業船」に対して、新たに法定無線設備を義務付けを予定

### <適用日以降の義務化の対象範囲>

	①旅客定員13人以上の旅客船	②旅客定員12人以下の事業船
平水(湖川港内)	不要	不要
平水(上記を除く)琵琶湖	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は 携帯電話*	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は 携帯電話*
2時間限定沿海	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は 携帯電話	業務用無線設備 又は 衛星電話
沿岸5海里	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は	
沿海		

※航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る

## 非常用位置等発信装置

### ●義務化について

- 限定沿海以遠を航行する「旅客船及び事業船(①及び②)」に対して非常用位置等発信装置の積み付けを義務化

### <適用日以降の義務化の対象範囲>

	①旅客定員13人以上の旅客船	②旅客定員12人以下の事業船
平水	不要	不要
2時間限定沿海 瀬戸内	EPIRB* 又は AIS(簡易型(Class-B)を含む)	
沿岸5海里		
沿海		

※AIS-SART機能を有し、位置情報が向上した新型



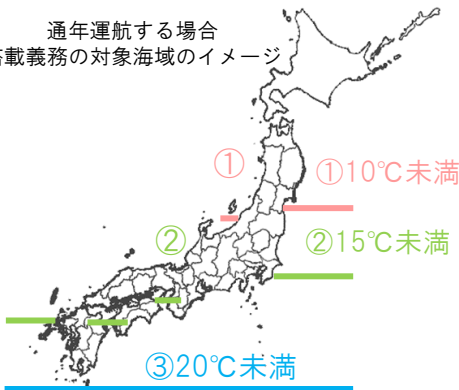
# 改良型救命いかだ等

※適用日は現在検討中

## ●義務化について

➢ 一定の水温を下回る海域での救命設備として、改良型救命いかだ等の積み付けを**原則義務化**

通年運航する場合  
搭載義務の対象海域のイメージ



## <適用日以降の義務化の対象範囲>

海水温については、気象庁等が公表している過去30年間（瀬戸内5年間）の海面水温の平均値を元に基準を設定

	①旅客定員13人以上の旅客船	②旅客定員12人以下の事業船
平水（湖川港内）	不要	不要
平水（一部の湖※1）	水温が10度未満となるおそれのある水域を航行する場合	
平水（上記を除く）	改良型救命いかだ等の積み付けが必要	
2時間限定沿海	水温が20度未満となるおそれのある水域を航行する場合	
沿岸5海里	改良型救命いかだ等※2の積み付けが必要 （一部の船舶は15度未満）	
沿海		
近海	改良型救命いかだ※3の積み付けが必要	

※1：琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、穴道湖又は支笏湖  
 ※2：総トン数20トン以上の大型船（沿海）の場合、改良型救命いかだまたは救命艇  
 ※3：総トン数20トン以上の大型船の場合、改良型救命いかだまたは救命艇

## ★水温の確認方法

下記QRコードをスキャン  
各水域の温度をご確認いただけます

<QRコード>



<URL>

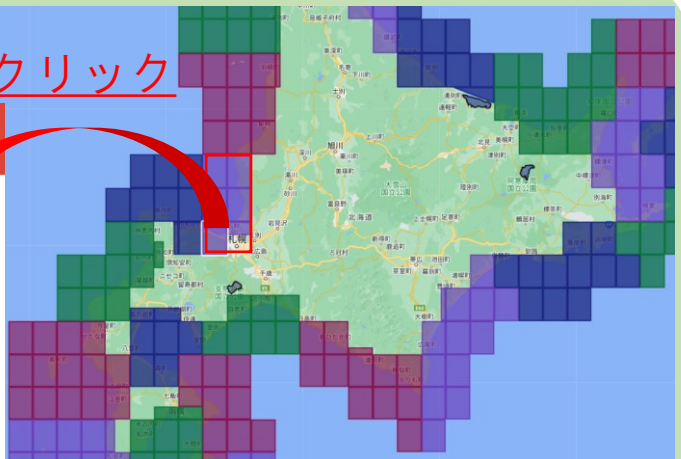
<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1WYfuPDnW5An1eBwm2ioTB527lQjz3l&ll=43.59519975346771%2C142.93033323178628&z=7>

クリック

← 109\_石狩地方沿岸\_05

名前  
109\_石狩地方沿岸\_05

説明  
【石狩地方沿岸】  
・10度未満：12/7~5/15  
・15度未満：10/29~6/17  
・20度未満：9/25~7/24  
・20度以上：上記期間以外



## ●搭載不要となる特例（組み合わせも可能） ※2024年1月19日時点

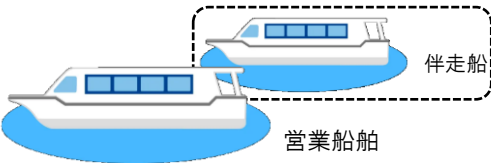
➢ 一定の水温を下回る時期に運航しない

例：種子島・屋久島沿岸海域

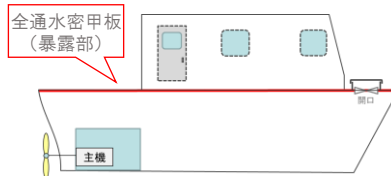
- ・10度未満 該当なし
- ・15度未満 該当なし
- ・20度未満 1/30~3/8
- ・20度以上 3/9~1/29

20度未満の時期1/30~3/8は航行しない場合は積み付けは不要

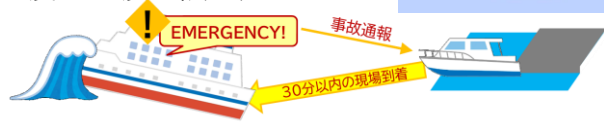
➢ 航行時に伴走船を伴う場合



➢ 全通水密甲板を有する船舶（15度~20度に限る）



➢ 救助船を配備している船舶（15度~20度に限る）



➢ 母港（出発港）から5海里以内を航行する船舶（15度~20度に限る）



※現存船で救命いかだ等（救命いかだ又は内部収容型浮器）を搭載している場合、乗込装置を備え付ける場合に限り、引き続き既存いかだ等を搭載が可能

詳しくは右のQRコードより「義務化の方向性」の資料をご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_mn6\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html)

ご不明点あれば、最寄りの検査機関（小型船：JCI、大型船：地方運輸局）にお問い合わせください。

